

地域貿易協定の経済効果

中岡, 真紀

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

84

(開始ページ / Start Page)

37

(終了ページ / End Page)

52

(発行年 / Year)

2020-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00023131>

地域貿易協定の経済効果

経済学研究科 経済学専攻

博士後期課程 3 年 中岡 真紀

1. はじめに

2002 年 11 月、我が国日本はシンガポールと初の地域貿易協定を締結した。日シンガポール経済連携協定である。本来日本は世界貿易機関（World Trade Agreement：WTO）の政策を優先しており、地域貿易協定の締結には消極的であった。しかし世界貿易機関における多国間貿易交渉（Round）が停滞している中、各国は地域貿易協定の締結を推進していった。他国の地域貿易協定を見てみると、南米では 1991 年に南米南部共同市場（Mercado Comun del Sur：MERCOSUR）、1993 年には東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）が ASEAN 自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area：AFTA）を発効、1993 年にマーストリヒト条約によって形成された欧州連合（European Union：EU）はその参加国を拡大していき、多くの国及び地域と地域貿易協定を締結している。先般話題の英国の EU 離脱問題は、移民問題に端を発しているが、EU を離脱することにより EU 経済と距離を置くことになり、EU がそれまでに締結してきた多くの国・地域との地域貿易協定によって享受される便益も手放すことになる。北米では 1994 年に北米自由貿易協定（North America Free Trade Agreement：NAFTA）が発効され、アメリカ市場を中心とした大きな経済圏が形成されることになった。さらに米国は 2018 年にその見直しを申し入れ、締約国（カナダ、メキシコ）によって承認されている。他にも多くの地域貿易協定が発効されており、2019 年 8 月現在、世界貿易機関に通知されている地域貿易協定は 300 にのぼる。何故各国は地域貿易協定を締結するようになったのであろうか。その考察と地域貿易協定の締結による経済効果を実証分析する。

本論の構成は、第 2 章で地域貿易協定の概要を見る。第 3 章では我が国の地域貿易協定を概観する。第 4 章は先行研究の紹介である。第 5 章では地域貿易協定の経済効果を各種データを利用して実証分析する。第 6 章はまとめである。

2. 地域貿易協定とは

これほど多く世界各国で発効されている地域貿易協定であるが、どういったものであろうか。世界貿易機関では地域貿易協定の定義として以下を定めている¹。

1. 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade：GATT）第 24 条に準拠していること。
2. 開発途上国の場合は授權条項を満たしていること。
3. サービスの貿易に関する一般協定（General Agreement on Trade in Services：GATS）第 5 条に準拠していること（サービスを含む協定の場合）。
4. 透明性の原則。
5. WTO 法及び実務に従うこと。
6. ドーハ・ラウンドにおける最恵国待遇（Most Favored Nation：MFN）ルールを遵守すること。

具体的に見てみると、1 つ目の条件である GATT 第 24 条では「関税同盟は関税その他の制限的通商規則を同盟の構成地域間の実質上のすべての貿易について、又は少なくともそれらの地域の原産の産品の実質上のすべての貿易について廃止すること、自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則がその構成地域の原産の産品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう」と定義があり、地域貿易協定を締結した際は実質上すべての貿易において関税を撤廃することを条件とし、認めている。「実質上」という文言に関しては諸説あるが、

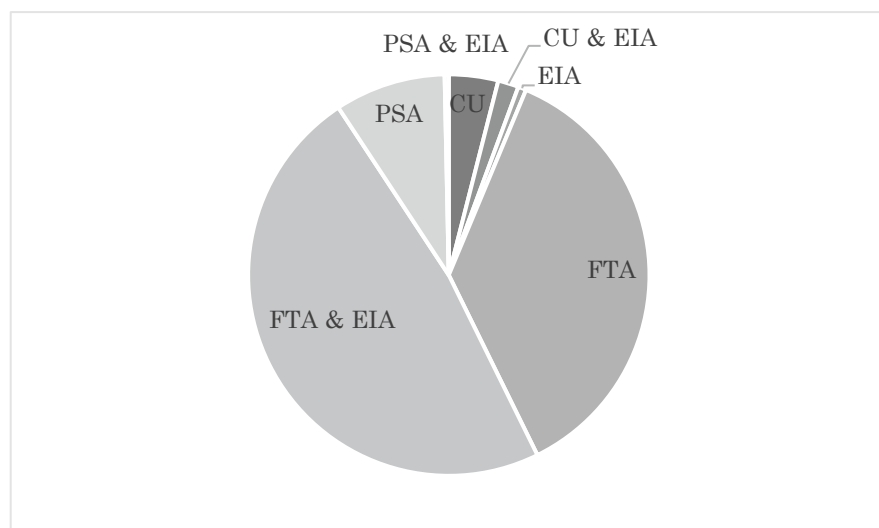
¹ WTO ホームページ WTO Rules on regional trade agreements より

関税はすべて撤廃することを条件に地域貿易協定は GATT で認められている協定であることが確認できる。またその期間に関しては「妥当な期間内に関税同盟を組織し、又は自由貿易地域を設定するための計画及び日程を含むものでなければならない」とある。2つ目の条件である授權条項とは、1979 年の締約国団決定『異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加』において「開発途上国の貿易を容易にし、かつ促進するように及び他の締約国の貿易に対し障害又は不当な困難をもたらさないように策定されなければならない、関税その他の貿易制限を、最恵国待遇の原則に基づいて軽減し又は撤廃することに対する障害となってはならない」²、というものである。要するに開発途上国の参加を促すために一般的な地域貿易協定の条件よりも緩やかな協定を許容しているものである。3つ目はサービス貿易を含む場合の地域貿易協定に定義されるものである。地域貿易協定の種類については後述する。4つ目の透明性及び5つ目の WTO 法及び実務に従うことは言うまでもないが、WTO への地域貿易協定通報制度等 WTO の下での地域貿易協定であることを強調しているのではないだろうか。6つ目の最恵国待遇に関しては、GATT 第 24 条に準拠していることを更に確認するようなものであろうか。どの国に対しても平等であるべきことを原則としている WTO では、経済ブロックによる損失を被らないためにも地域貿易協定を通して高い関税障壁、非関税障壁を設けないことを定義することにより WTO 原則の例外として地域貿易協定を認めているものである。

GATT 第 24 条の定義における「実質上すべての貿易」に関しては我が国では 2005 年 10 月の「WTO ルール交渉における日本提案 (TN/RL/W/190)」³において貿易額の 90%を対象とすることを提案している。また「妥当な期間内」に関しては、GATT 第 24 条 5 において、「例外的な場合を除くほか、10 年を超えるべきでない」とあり、我が国もそれに準じている。

また、前述のように地域貿易協定には WTO 上いくつかの種類に分類される。関税同盟 (Customs Union : CU)、経済統合協定 (Economic Integrate Agreement : EIA)、自由貿易協定 (Free Trade Agreement : FTA)、部分的自由化協定 (Partial Scope Agreement : PSA) である。関税同盟、自由貿易協定は GATT 第 24 条に基づいた地域貿易協定であり、経済統合協定は GATS 第 5 条に基づいて発効された協定となる。部分的自由化協定は授權条項に基づいた協定となる。関税同盟と自由貿易協定の違いは、関税同盟は域内国で同盟を締結しており、域外国に対して共通の関税を持っている。常に締約国間が一体として地域貿易協定の交渉を行うことになる。それに対して自由貿易協定は域内国で同盟を締結しているわけではないため、個別に自由に交渉することができる協定である。関税同盟よりもフレキシブルに交渉を行うことが可能である。図 1 は WTO に通報されている地域貿易協定の分類割合である。

図 1 地域貿易協定の分類割合



WTO RTA DATABASE より筆者作成

² 外務省ホームページ 日本の FTA 戦略より引用

³ World Trade Organization TN/RL/W/190 Negotiating Group on Rules “SUBMISSION ON REGIONAL TRADE AGREEMENTS”より引用

一番多くを占めているのは自由貿易協定（FTA）と経済統合協定（EIA）を併せ持った地域貿易協定である。物品の市場アクセス（関税の削減）のみならずサービス貿易等を協定しているものが約半数を占めている。次に多いのは自由貿易協定で、関税の削減をメインとしている協定となっている。関税同盟（CU）は比較的少ない。同盟一体となって他国と交渉していくことである程度の制限が課されることもあるかもしれないが、協定数のみのカウントとなっているため、その経済規模でみると EU、MERCOSUR、湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council：GCC）⁴などがあり大きな経済圏となるであろう。

3. 我が国の地域貿易協定

我が国日本は当初世界貿易機関の多国間貿易交渉を支持する立場をとっており、地域貿易協定の締結には消極的であった。しかし多くの国が地域貿易協定の締結を推進していったことから、そのドミノ効果⁵により日本も地域貿易協定の締結へと移行していった。我が国初の地域貿易協定は2002年のシンガポールとの日シンガポール包括的経済連携協定である。シンガポールは多くの国と地域貿易協定を締結しており、いわゆる地域貿易協定先進国である。そのシンガポールから地域貿易協定締結の打診を受け、日本も初の地域貿易協定への締結を考慮することになる。地域貿易協定が締結されると市場アクセス（関税障壁の撤廃）が行われる。関税は各国が守りたい産業を保護するために設定される。その障壁が撤廃されることは、保護したい産業を保護できなくなる。シンガポールの主要産業は製造業（エレクトロニクス、化学関連、バイオメディカル、輸送機械、精密機械）、商業、ビジネスサービス、運輸、通信業、金融サービス業⁶となっている。日本が一番守りたい産業である農業国ではない。日本にとって地域貿易協定締結の登竜門としては非常に望ましい国であったかもしれない。その後2005年にはメキシコと地域貿易協定を締結している。メキシコの我が国からの輸出主要品目は、自動車部品、自動車、鉄鋼のフラットロール製品、音響・映像機器の部品、金属加工機械等である。主要輸入品目は、電気機器、化学光学機器、豚肉、一般機械、塩、果実、自動車、非鉄金属鉱等である⁷。輸入主要品目に豚肉、果実が入っていることは、メキシコは日本が守りたい農業産品の貿易相手国であることがわかる。協定の発効にあたり、豚肉とオレンジジュースが関税割当⁸に関する問題となったことは確かである。それでも我が国はメキシコと地域貿易協定を締結したかった。なぜならばメキシコは NAFTA の一員であるからである。メキシコを足掛かりとしてアメリカの市場に入っていく魅力が大きかったということであろうか。その後は各国・地域と相次いで地域貿易協定を発効していく。以下は日本が締結している地域貿易協定一覧である。

表1 我が国の地域貿易協定

発効日	締約国	TYPE	備考
2002年11月	シンガポール	FTA&EIA	2007年9月改訂
2005年4月	メキシコ	FTA&EIA	
2006年7月	マレーシア	FTA&EIA	
2007年9月	チリ	FTA&EIA	
2007年11月	タイ	FTA&EIA	
2008年7月	ブルネイ	FTA&EIA	
	インドネシア	FTA&EIA	
2008年12月	ASEAN	FTA	2018年3月インドネシア施行
	フィリピン	FTA&EIA	
2009年9月	スイス	FTA&EIA	
2009年10月	ベトナム	FTA&EIA	
2011年8月	インド	FTA&EIA	
2012年3月	ペルー	FTA&EIA	
2015年1月	オーストラリア	FTA&EIA	
2016年6月	モンゴル	FTA&EIA	
2018年12月	CPTPP	FTA&EIA	2019年9月現在日本、メキシコ、シンガポール、ニュー・ジーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム発効
2019年2月	EU	FTA&EIA	

WTO RTA Agreement より筆者作成

⁴ バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE

⁵ 地域貿易協定に取り残されないための地域貿易協定への参加

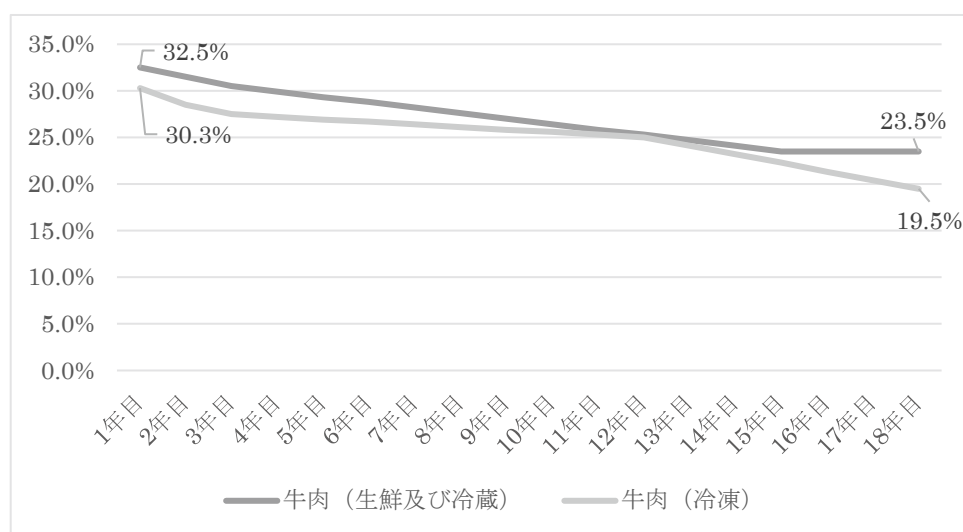
⁶ 外務省ホームページ シンガポール共和国基礎データより

⁷ 外務省ホームページ メキシコ合衆国基礎データより

⁸ 経済産業大臣より割当を受けた者のみが対象関税で輸入できるもの

シンガポールを皮切りにメキシコ、マレーシアと発効され、FTA 先進国と言われているチリと発効、チリワインが安く輸入されることからチリワインの知名度が上がった。そしてブルネイ、インドネシアと近隣諸国との地域貿易協定の発効が続く。2008 年 12 月には初の多国間協定である ASEAN と地域貿易協定を発効する。2009 年 9 月は初の先進国であるスイスとの地域貿易協定の発効に至った。その後もベトナム、インドなど近隣諸国及び FTA 先進国であるペルーなどとの地域貿易協定の発効が相次ぐ。2015 年 1 月にはオーストラリアとの地域貿易協定締結となった。オーストラリアと言えば牛肉及び乳製品が有名である。同時期に交渉していた環太平洋パートナーシップ協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：TPP）に刺激され、停滞気味であった交渉が一気に加速した。地域貿易協定発効と同時に関税即時撤廃となる品目もあれば、段階的に関税が削減される品目もある。図 2 は日オーストラリア経済連携協定における牛肉の関税率表である。

図 2 日オーストラリア経済連携協定 牛肉の関税率



外務省ホームページ日・オーストラリア経済連携協定協定文及び税関ホームページ EPA 毎のステージング表より筆者作成

牛肉の関税は即時撤廃ではなく、段階的に削減される。牛肉（生鮮及び冷蔵）は当初 32.5%の関税率であったが、年々関税率の削減が行われ、15 年目に 23.5%となる。牛肉（冷凍）の場合は、当初 30.3%の関税率が最終 18 年目に 19.5%まで削減される。このように段階的に削減される品目に関しては、先に発効した協定の方が削減ステージが早いと、日オーストラリア経済連携協定は TPP 交渉に刺激され、締結に至った経緯がある。その後も多国間地域貿易協定の発効が続く。2018 年 12 月には環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：CPTPP）、いわゆる TPP11 が発効した。当初 12 ヶ国で交渉中であったが、米国が離脱したことにより、11 ヶ国⁹となった。更に 2019 年 2 月には日 EU 経済連携協定が発効している。当初は近隣諸国や地域貿易協定先進国との二国間地域貿易協定が多かったが、次第に多国間との交渉になっていき、経済圏は大型化していった。現在も東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership：RCEP）¹⁰の交渉が行われている。

前述の牛肉を地域貿易協定との関係性で見してみる。2019 年 1 月から 6 月までの牛肉の輸入を見てみると、表 2 の通りとなる。

⁹ オーストラリア、ニュー・ジーランド、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ペルー、シンガポール、ベトナム、日本（但し 2019 年 9 月現在発効済は、日本、メキシコ、シンガポール、ニュー・ジーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム）

¹⁰ ASEAN+6（日中韓、オーストラリア、ニュー・ジーランド、インド）

表2 2019年1月から6月までの牛肉輸入国額 上位20か国(金額:千円)

順位	輸入国	牛肉	内訳			
			輸入国	生鮮及び冷蔵	輸入国	冷凍
1	オーストラリア	105,920,122	アメリカ合衆国	63,837,939	オーストラリア	44,473,647
2	アメリカ合衆国	92,164,627	オーストラリア	61,446,475	アメリカ合衆国	28,326,688
3	カナダ	10,622,955	ニュージーランド	4,016,694	カナダ	6,781,079
4	ニュージーランド	8,331,826	カナダ	3,841,876	ニュージーランド	4,315,132
5	メキシコ	4,831,109	メキシコ	1,812,500	メキシコ	3,018,609
6	ポーランド	384,067	ウルグアイ	301,689	ポーランド	384,067
7	ウルグアイ	357,611	イタリア	41,285	アイルランド	58,976
8	アイルランド	85,777	フランス	41,073	ウルグアイ	55,922
9	イタリア	50,534	アイルランド	26,801	パナマ	37,032
10	フランス	48,685	オランダ	1,637	アルゼンチン	29,417
11	パナマ	37,032	英国	700	オランダ	15,225
12	アルゼンチン	29,956	アルゼンチン	539	バヌアツ	14,856
13	オランダ	16,862			イタリア	9,249
14	バヌアツ	14,856			フランス	7,612
15	オーストリア	7,005			オーストリア	7,005
16	英国	2,396			英国	1,696
17	チリ	1,043			チリ	1,043
18	ニカラグア	239			ニカラグア	239

財務省貿易統計品別国別表より筆者作成(色付け部分は地域貿易協定締結国)

輸入額でみるとアメリカからの輸入が圧倒的に多いが、全体的に見てみると地域貿易協定締結国からの輸入が大半を占めていることがわかる。もともと農産物に強い国からの輸入もあるかもしれないが、地域貿易協定を締結することでその便益を享受することが可能になった国からの輸入が増加しているかもしれない。次に地域貿易協定を利用して輸入しているかどうかを確認する。表3は地域貿易協定を利用して日本が輸入している国である。

表3 2019年1月-6月 地域貿易協定利用額(金額:千円)

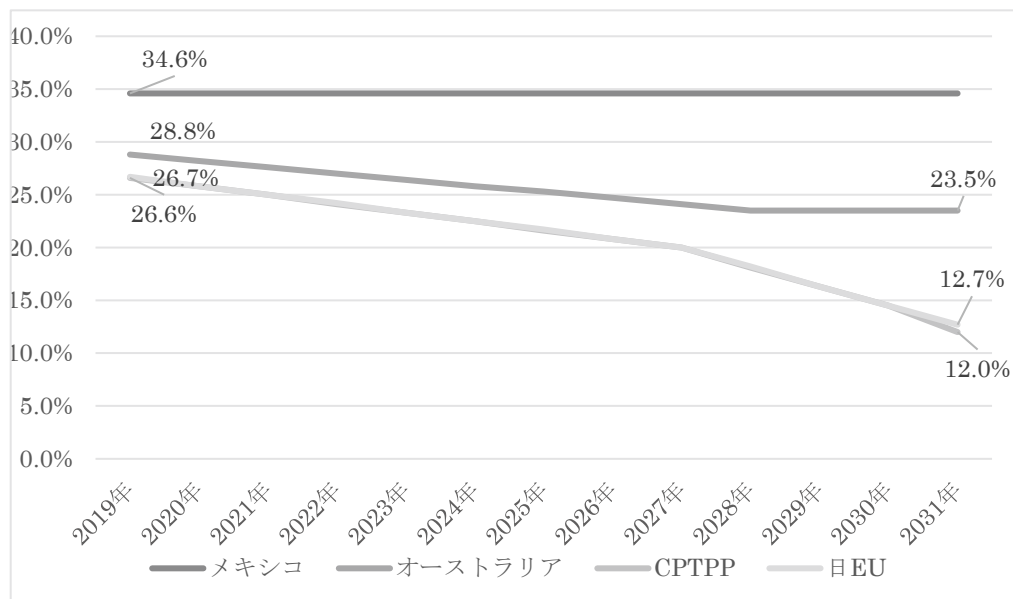
順位	牛肉				内訳							
	輸入国	多国間	2国間	合計	生鮮及び冷蔵				冷凍			
					輸入国	多国間	2国間	合計	輸入国	多国間	2国間	合計
1	輸入国	多国間	2国間	合計	輸入国	多国間	2国間	合計	輸入国	多国間	2国間	合計
2	オーストラリア	78,908,089	8,245,463	87,153,552	オーストラリア	50,931,487	30,495	50,961,982	オーストラリア	27,976,602	8,214,968	36,191,570
3	カナダ	8,619,210		8,619,210	ニュージーランド	3,309,815		3,309,815	カナダ	5,524,933		5,524,933
4	ニュージーランド	6,852,301		6,852,301	カナダ	3,094,277		3,094,277	ニュージーランド	3,542,486		3,542,486
5	メキシコ	3,798,631		3,798,631	メキシコ	1,439,719		1,439,719	メキシコ	2,358,912		2,358,912
6	ポーランド		274,468	274,468	フランス		33,115	33,115	ポーランド		274,468	274,468
7	アイルランド		71,083	71,083	アイルランド		23,565	23,565	アイルランド		47,518	47,518
8	フランス		38,040	38,040	イタリア		17,595	17,595	オランダ		7,768	7,768
9	イタリア		21,422	21,422	オランダ		730	730	オーストリア		5,227	5,227
10	オランダ		8,498	8,498	英国		700	700	フランス		4,925	4,925
11	オーストリア		5,227	5,227					イタリア		3,827	3,827
12	チリ		1,043	1,043					チリ		1,043	1,043
13	英国		700	700								

財務省経済連携協定時系列表より筆者作成(多国間はCPTPP)

これを見ると、面白いことにオーストラリアは日オーストラリア経済連携協定が先に発効されているにも関わらずCPTPPの利用が非常に多い。それに対しメキシコは日メキシコ経済連携協定のための利用となっている。CPTPPが発効されて間もないことも要因の1つかもしれない。カナダ、ニュー・ジーランドはCPTPPにより初めて日本と経済連携協定が利用できるようになった。表3は各経済連携協定における牛肉のステージング表¹¹である。

¹¹ 一定の年月をかけて関税を削減する物品の関税削減スケジュール

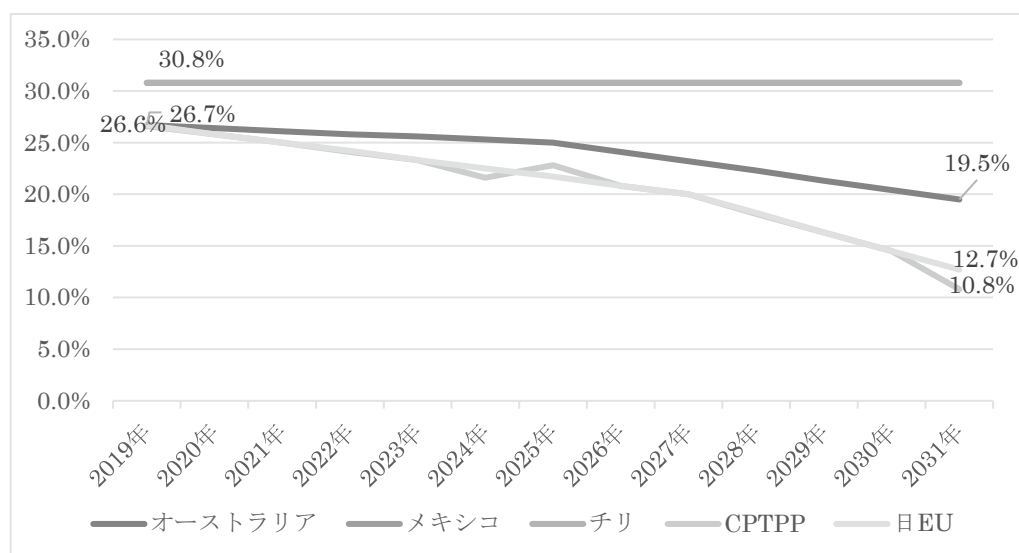
図3 牛肉（生鮮及び冷蔵）の各経済連携協定関税ステージング表¹²



税関ホームページ EPA 毎のステージング表より筆者作成

これを見るとメキシコは関税割当対象となっており、関税割当を受けたものは 34.6%の関税率で輸入ができるものである。CPTPP は今年度は 26.6%となっており、現時点では最終 9%まで削減される。チリは関税削減対象品目とはなっていない。いわゆるセンシティブ品目となっている。オーストラリアは前述で見た通り、今年度は 28.8%となっており、CPTPP より高い関税率となっている。日 EU は今年度は 26.7%となっており、最終は 9%まで削減される予定である。この税率を見ると、地域貿易協定利用額が説明可能となるのではないだろうか。オーストラリアは 2 国間の EPA を利用すると 28.8%の関税が賦課されるが、CPTPP を利用すると関税率 26.6%で輸入することができる。輸入者にとっては関税率が低い方が望ましい。

図4 牛肉（冷凍）の各経済連携協定関税ステージング表



税関ホームページ EPA 毎のステージング表より筆者作成

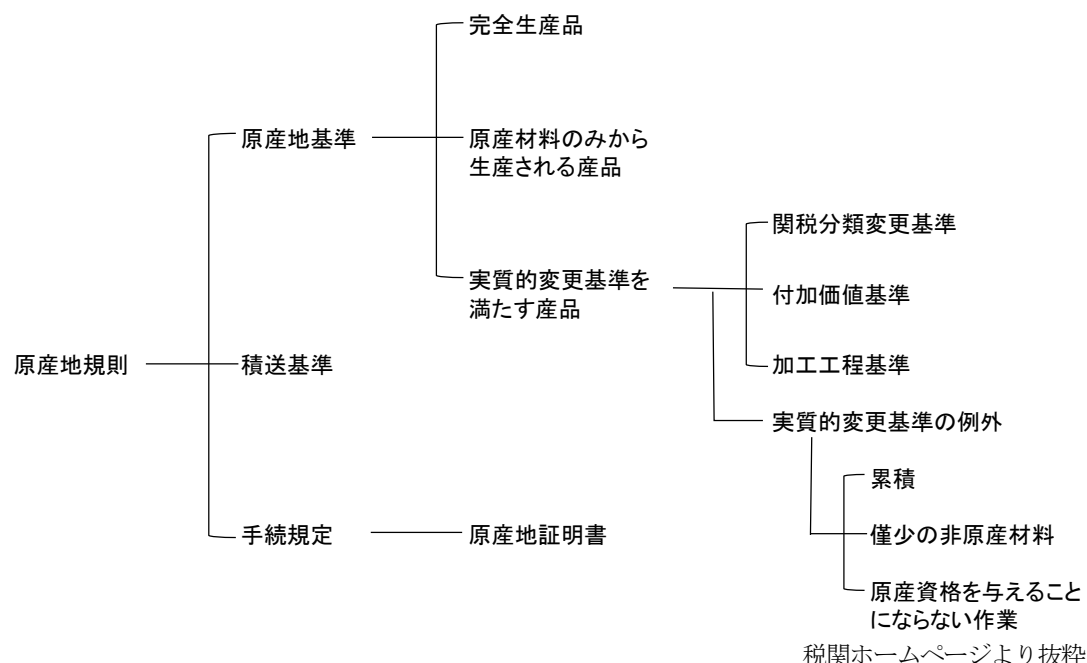
¹² 関税ステージングは初回は協定発効日、次回以降は毎 4 月 1 日に更新される。

同じく牛肉（冷凍）をしてみる（図 4）と、チリは関税割当を利用した場合の関税率である。メキシコはチリと同率である。今年度はオーストラリアは CPTPP と 0.1%しか差はない。こうしてみると、オーストラリアは CPTPP よりも早く経済連携協定を締結しているが、関税率では CPTPP の方が低い関税率を始点としているため、CPTPP の利用が促進された形になっている。メキシコは関税割当対象となっている関税率よりも CPTPP の方がはるかに低い。利用者にとっては関税割当を使うより、CPTPP を利用した方が手続きも簡単で使い易かったことが顕著に表れているのではないだろうか。

また地域貿易協定は発効されると即利用できるものではない。利用するに当たっては条件がある。その 1 つが原産地規則である。原産地とは物の国籍であり、原産地規則とはその基準をルール化し設定したものである。以前より世界税関機構（World Customs Organization：WCO）において原産地規則の統一的解釈基準の調和作業が行われているが、その作業は完成していない。原産地規則は各地域貿易協定及び各国によって異なっている。我が国の原産地規則は関税法施行令第 4 条の 2 において、

- 一、一の国又は地域において完全に生産された物品として財務省令で定める物品、
 - 二、一の国又は地域において、完全に生産された物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部として、これに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品であること、
- と定められている。一に関しては日本において完全に生産されたもの、例えば動植物などその国で生育及び採取されたもののほか、すべて日本の原材料を使用して完成した工業品などが考えられる。二については、日本原産以外の材料を使用して製品にした場合、どこの国を原産とするかを決める必要がある。日本で大きな変更（加工）が行われ、またはどれだけ付加価値をつけられたかによって当該国の原産とするものである。原産地規則には目的によって 2 つに分けられる。1 つは特惠原産地規則であり、もう 1 つは非特惠原産地規則である。特惠原産地規則とは、地域貿易協定もしくは一般特惠関税を利用する際に締約国の産品かどうかの判断基準となるルールである。非特惠原産地規則とは、WTO 協定税率の利用や、貿易統計、または政策に係るアンチ・ダンピング協定¹³などを適用する際に利用されるものである。図 5 は我が国の経済連携協定原産地規則である。

図 5 経済連携協定原産地規則



¹³ 日本では不当廉売関税という。通常に輸入価格が正常価格より低い価格で輸入された場合に、輸入国で同種の産品を生産している企業に損害を与える場合、国内産業保護のために正常に輸入されるべき価格と不当に安く輸入された価格との差額に関して不当廉売関税を賦課できるものである。

完全生産品とは農産物のように当該国で生育及び採取されたもので、完全にその国で生産されたものである。原産材料のみから生産される製品とは、当該国の原産材料を使用して製品にするが、原産材料の原材料を見ると非原産材料が含まれているものである。実質的変更基準を満たす製品には、関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準がある。関税分類変更基準とは、原材料から生産された製品との間に関税分類番号の変更があったものである。関税分類番号とは「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約」において定められており、HS コードと呼ばれている。分類は 21 の部に分かれており、更に上から 2 桁（類）、4 桁（項）、6 桁（号）と細分化されている。例えば前述の牛肉を見てみる（表 4）。

表 4 牛肉の原産地規則

番号	品名	日メキシコ経済連携協定	日チリ経済連携協定	日オーストラリア経済連携協定	TPP11(CPTPP)協定	日EU経済連携協定
02	肉及び食用のくず肉					
02.01	牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)					
0201.10	枝肉及び半丸枝肉	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。)	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。)	CC(第一類の材料からの変更を除く。)	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更	生産において使用される第一類及び第二類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること
0201.20	その他の骨付き肉	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。)	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。)	CC(第一類の材料からの変更を除く。)	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更	生産において使用される第一類及び第二類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること
0201.30	骨付きでない肉	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。)	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。)	CC(第一類の材料からの変更を除く。)	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更	生産において使用される第一類及び第二類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること
02.02	牛の肉(冷凍したものに限る。)					
0202.10	枝肉及び半丸枝肉	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。)	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。)	CC(第一類の材料からの変更を除く。)	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更	生産において使用される第一類及び第二類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること
0202.20	その他の骨付き肉	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。)	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。)	CC(第一類の材料からの変更を除く。)	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更	生産において使用される第一類及び第二類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること
0202.30	骨付きでない肉	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。)	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。)	CC(第一類の材料からの変更を除く。)	第 02・01 項から第 02・01 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更	生産において使用される第一類及び第二類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること

税関ホームページ原産地規則ポータルより一部抜粋

実行関税率表第 2 部は肉及び食用のくず肉という部になる。上から 2 桁（類）は 02 は肉及び食用のくず肉となり、0201 はそのうちの牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したもの）となる。更に細分化され 0201.10 は牛肉（生鮮のもの及び冷蔵したもの）の内の枝肉及び半丸枝肉となる。各地域貿易協定の原産地規則を見てみると、日メキシコ経済連携協定では、0201.10（枝肉及び半丸枝肉）は、第 0201 項から第 0210 項までの各項の製品への他の類の項からの変更（第 1 類の材料からの変更を除く）、とある。上位 2 桁の類の変更があれば原産地規則をみたすことになっているが、第 1 類の材料からの類の変更は除外されている。第 1 類は動物（生きているものに限り）及び動物性生産品となっている。要するに非原産の牛を食肉に加工しただけでは原産地規則は満たさない、当該国で生育された牛を食肉に加工した場合のみ原産地規則を満たす、ということになる。日オーストラリア経済連携協定では CC（第 1 類の材料からの変更を除く）となっている。CC は上位 2 桁の関税分類変更（Change of Chapter）であり、日メキシコ経済連携協定と同様の原産地規則となる。日 EU 経済連携協定は生産において使用され第 1 類及び第 2 類のすべての材料が締約国内において完全に得られるものであること、とあり、当該国で生育し、加工された牛肉のみが原産地規則を満たすことになっている。日メキシコ、日オーストラリアと結果は同様となる。CPTPP では、第 0201 項から第 0210 項までの各項の製品への他の類の材料からの変更、とあるのみであり、牛の原産国を問わない形になっている。前述の経済連携協定の原産地規則とは違い、どこの国の牛であれ食肉用に加工すれば当該国の原産品と見なすことになっている。TPP11 は原産地規則が緩い、ということになるのであろうか。ここで確認できる原産地規則は完全生産品と関税分類変更である。

付加価値基準とは、当該国でどのくらい付加価値がつけられたかにより当該国の原産品とするかどうかを定めるものである。工業製品に多く採用されており、近年話題になった NAFTA の原産地規則の見直しが行われた自動車を例に見てみる。自動車においては関税分類変更に加えて付加価値基準を採用しており、域内原産割合 (Regional Value Content) は製品の取引価格から算出する方式 (Transaction Value Method) の場合は 60%以上、費用からの積み上げ方式 (Net Cost Method) の場合は 50%以上当該国で付加価値がつけられることを基準としており、協定発効当初は 50%であったのが、最終 62.6%まで引き上げられた。更に今回の再交渉で、この割合が 75%まで引き上げられ、プラス賃金条項 (Labor Value Content) ¹⁴を追加している。この割合が高くなれば高くなるほど当然ながら非原産材料を使用することが困難になる。当該国の関与がどのくらいあるのかで原産国が決まるため、非常に厳しい原産地規則になったのではないだろうか。

加工工程基準とは工業製品に利用されており、代表的な製品としてはテキスタイル及びアパレル分野ではないだろうか。例えば日 ASEAN 包括的経済連携協定の原産地規則を例に見てみる。実行関税率表 6205.30 男性用シャツ (人造繊維製のもの) の原産地規則は、「CC (第 5007 項、第 5111 項から第 5113 項までの各項、第 5208 項から第 5212 項までの各項、第 5309 項から第 5311 項までの各項、第 5407 項、第 5408 項、第 5512 項から第 5516 項までの各項又は第 60 類の非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織される場合に限る)」となっている。基本は関税分類変更 2 桁であるが、条件付となっている。その条件とは、一定の品目 (分類) である原材料を使用する場合は、締約国もしくは ASEAN 原産の原材料を使用すること、製織＝織物を織る (生地にする) ことを条件としており、当該国で生産された生地を使って製品にしたものでないと原産地規則を満たさないことになる。いわゆる 2 工程基準 (糸から生地、生地から製品) にすることを要件としており、加工工程基準を取り入れているものである。CPTPP においては、更に糸の原産地も重要となる。製品として輸入する場合、糸を紡ぐ (1 工程)、製織する (=生地にする) (2 工程)、製品にする (3 工程) をもって当該国の原産とするヤーンフォワード・ルール (3 工程ルール) を原産地規則としている。

この原産地規則を遵守しなければ当該地域貿易協定の便益を享受することはできない。また、それを証明する制度もいくつかある。表 5 は原産地証明制度である。

表 5 我が国の原産地証明制度

締約国	第三者証明制度	認定輸出者証明制度	自己証明制度
シンガポール	○		
メキシコ	○	○	
マレーシア	○		
チリ	○		
タイ	○		
インドネシア	○		
ブルネイ	○		
ASEAN	○		
フィリピン	○		
スイス	○	○	
ベトナム	○		
インド	○		
ペルー	○	○	
オーストラリア	○		○
モンゴル	○		
CPTPP			○
EU			○

各経済連携協定協定文より筆者作成

¹⁴ 時給 16 ドル以上の高賃金労働者における採算比率の制定

我が国の原産地証明制度は基本第三者証明制度を採用している協定が多い。日本では指定発給機関として日本商工会議所がその業務を行っている。輸出者は日本商工会議所に対し原産品判定依頼を行い、その認定を行うことにより原産地証明書の発給が可能となる。認定輸出者制度とは、経済産業大臣の認定を受けた輸出者が自ら原産地証明をするものである。自己証明制度は輸出入者が自ら原産国を証明する制度で、自らが証明することが可能なため費用は掛からないが、その原産を証明するための根拠等すべて輸出入者に委ねられるため、企業の自己責任に大いに依存することになる。

このように地域貿易協定が発効されたら即利用できるわけではなく、その条件である原産地規則を確認し、その条件を満たし、更にその原産国を証明する必要がある。多くのハードルを乗り越えて初めて地域貿易協定の利用が可能となる。

4. 先行研究

地域貿易協定の経済効果に関する先行研究は多々ある。1990年代から地域貿易協定の発効が盛んになり、何故このように地域貿易協定が発効されるのか、経済効果がある故に発効されるのではないのか、逆にマイナス効果はないのかは多くの研究者の注目の的となってきた。

遠藤（2005）では、地域貿易協定の経済効果として、貿易創出効果、貿易転換効果、間接貿易屈折効果、域内・域外交易条件効果を挙げている。貿易創出効果とは、関税撤廃による域内貿易が拡大する効果としている。地域貿易協定が締結されると締約国間は関税が撤廃され、自由に貿易ができるようになる。しかし域外国には依然として関税障壁が残ることになる。このため関税障壁が撤廃された域内国の貿易が促進されることになり、これを貿易創出効果と言っている。貿易転換効果とは、前述の通り域内国では関税が撤廃されるが域外国には依然として関税が残ることになる。関税が残る域外国から資材を調達するよりも関税が撤廃される域内国から資材を調達した方が関税分便益を得ることになる。原材料価格＋関税＝原材料調達価格としてみた場合、関税を加味してみると域内国からの調達を選択する 경우가多々ある。このような現象を貿易転換効果と言う。しかし、関税分を加味していることから、最適な調達価格となっているかどうかは不明である。間接貿易屈折効果とは、地域貿易協定が締結されるとその利用条件である原産地規則が要因となる。域外国から域内国へ製品を輸出する場合、関税率の低い国を経由して域内国へ輸出しようとする。しかし原産地規則があるため、地域貿易協定の便益を得ることはできなくなる。よって関税率の高い国は国内価格が上がり、関税率の低い国では関税率の高い国に製品を輸出しようとする。逆に関税率の低い国は域外国からの輸入に代替しようとする。このように地域貿易協定が発効されることによる利用条件である原産地規則と関税の関係性から代替が起こることを間接貿易屈折効果と言っている。域内・域外交易条件効果とは、部分的貿易自由化による域内貿易及び対外貿易の交易条件が変化することである。地域貿易協定が発効されると関税の撤廃がある。しかしすべてが撤廃されることもあれば、部分的撤廃による関税削減もあり、センシティブ項目に関しては棚上げされることもある。このように部分的自由化による交易条件の変化のことをそのように定義している。

浦田、安藤（2010）では地域貿易協定の経済効果を質的及び量的側面から分析している。質的分析では、財・サービス貿易、直接投資、セーフガードを対象としている。量的分析では FTA 発効前後で区別し、事前分析は一般均衡（CGE）モデルを用いて、シミュレーション分析を行っており、事後分析ではグラビティ・モデルを用いて分析している。事前分析で対象とする地域は ASEAN、ASEAN+3、ASEAN+6、APEC、（ASEAN+1 FTA）×3、（ASEAN-1 FTA）×6 など、複数の ASEAN+1 を加えて分析している。その分析は 5 つのシナリオを準備しており、1）農業分野以外での貿易自由化、2）農業分野での貿易障壁の部分的削減（半減）と他の産業での貿易自由化、3）全産業での貿易自由化、4）全産業での貿易自由化と円滑化、5）全産業での貿易自由化と円滑化及び途上国への技術協力である。その分析結果で得られたものは、貿易自由化については農業分野も含めて貿易自由化を推進することが必要である、という結果が出ている。農業分野も含めた自由化の経済効果が大きいという結果である。また貿易自由化だけでなく、貿易円滑化や技術協力が必要である結果となっている。市場アクセスの自由化は勿論重要であるが、その関連する政策を如何に取り入れるかにより自由化度が大きくなる。更に FTA は参加国が多いほどその経済効果が大きくなる結果となっている。ASEAN+3 よりも ASEAN+6、更に APEC と参加国が多くなるほど域内国の経済厚生が大きくなる傾向が確認できている。

Urata and Okabe（2010）では、1980 年から 2006 年までの FTA に関する情報を用いて貿易創出効果及び貿易転換効果を分析している。分析に用いたデータは距離、GDP、国境隣接状況、共通言語、FTA 加盟状況である。分析結果は表 6 の通りである。

表6 FTA の貿易創出及び貿易転換効果（被説明変数：貿易額）

分類	EU		NAFTA		AFTA		MERCOSUR		COMESA	
	TC	TD	TC	TD	TC	TD	TC	TD	TC	TD
肉類・調整品	1.82		1.41	-0.73						-0.95
穀物・調整品	0.30	-0.39		0.42	0.90		0.55			
果実・野菜	0.25		1.41	-0.12	-0.48		0.57	0.49	0.91	
木材・コルク										
織物用繊維	-0.25	-0.42	1.13		1.17	0.57	0.62	0.65	-0.79	0.52
石油・石油製品		-0.34		0.56	0.40			0.33		
有機化学品	-0.40	-0.18		0.32	0.94	-0.22	0.39		2.26	0.15
無機化学品	-0.27	-0.17		0.20	0.62	-0.41	0.67	-0.29	0.88	-0.43
医薬品			0.31	0.18		-0.44	1.31	0.31	2.29	-0.29
木製品・コルク製品	-0.15	0.18	1.09	0.46	-1.65	0.29	1.55		1.61	-0.43
繊維製品		0.21	1.01	0.27	0.23		1.18	0.81	1.21	
鉄鋼	-0.24		0.56	0.48		-0.12			2.53	-0.36
非鉄金属	-0.16	-0.12		0.24	-0.78				1.68	-0.30
一般機械	-0.26	0.43	1.06	0.18	0.78	-0.29	1.03	0.11	0.77	-0.44
事務機器	-0.50	-0.34		0.19	1.83	-0.19	-0.46		1.74	
通信機器	0.80	0.35	1.83	-0.14	0.76		0.97	-0.27	1.13	-0.50
電機製品	-0.12	0.28	1.02	0.37	0.47	0.10	0.87	-0.12	1.24	-0.68
輸送機器	0.93	0.40	2.42		1.31	-0.39	1.03	0.29		-0.81
衣類	-0.45	0.37	0.67	-0.14	-0.83	-0.54	1.45	0.34	0.64	-0.61
精密機器		0.37	1.71	0.32	1.11	-0.38	1.14	-0.17	0.85	-0.43

1%及び5%有意水準のみ記載 “TC”…貿易創出効果、“TD”…貿易転換効果

Urata and Okabe (2010) より筆者編集

EU は貿易創出効果においてはマイナスになっている分類が多く、農産物はプラスとなっている。貿易転換効果は全体的には拮抗している。NAFTA では貿易創出効果がほとんどで、機械関連全般プラスとなっている。貿易転換効果でマイナスは 13 の分類のうち 4 のみとなっている。AFTA においては貿易創出効果が 12 認められており、こちらも機械全般はプラスとなっている。貿易転換効果もマイナスが 9 ある。NAFTA 及び ASEAN においては地域貿易協定の締結により生産ネットワークが形成されていることになるのであろうか。MERCOSUR は NAFTA 同様貿易転換効果でマイナスとなっている分類が 4 つある。COMESA (Common Market for Eastern and Southern Africa) においては資源及び機械類全般に貿易転換効果が確認できる。このように見ていくと分類別に貿易創出及び貿易転換効果を見ることができ、各地域貿易協定の特徴が出ていないのではないだろうか。

Hayakawa, Laksanapanakul, Mukunoki and Urata (2018) では、貿易自由化は様々な経済効果をもたらすことを前提とし、2 つの効果を実証分析している。1 つは FTA を利用することにより締約国間での関税の削減が行われるが、関税削減は輸出価格を上昇させる“関税効果”がある。輸入国にとっては輸出価格が上昇しても関税削減効果の方が大きい、あまりコスト上昇を感じることがないかもしれない。このコスト上昇には単純に生産価格の上昇もあるかもしれないが、輸入国側で関税が発生しないことにより、多少の輸出価格上昇は許容範囲であるかもしれない。また締約国間の原産であることを条件とするため、そのルールを遵守するために生産コストの増加がみられる。これを RoO 効果（原産地規則効果）とする。この 2 つの効果を別々に分析している。分析利用データはタイにおける 2007 年から 2011 年の企業別のデータであり、企業情報、支店情報、輸出国、HS8 桁のタイの輸入及び関税ラインであり、分析対象を ASEAN 韓国地域貿易協定 (Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Korea : AKFTA) からの輸入としている。企業の選択としては、①関税マージン (MFN 関税と FTA 関税の差) が 0 より大きければ大きいほど企業は FTA を利用、②RoO コストが高い場合は MFN を利用することを選択、よって生産性の高い企業は FTA を利用することになる。また関税マージンが高く、RoO コストが低いと FTA は利用し易い、という定義である。分析は FTA dummy を利用して、国、分野、年の固定効果を輸入価格のログで推計している。当該固定効果は製品レベルで優位となり、国際取引価格において 12% の上昇がみられる。関税マージンは輸入コストの増加によって吸収されている。他の固定効果（輸入企業設立・国・製品の固定効果、輸入企業・年の固定効果）も分析しているが、有意とはなっていない。この結果から先行研究の結果は FTA 利用における経済効果を過大評価しているのではないかという見解を示している。

他にも多くの先行研究がある。棕（2006）では地域貿易協定が多角的貿易自由化を阻害する要因、推進する要因を分析している。Ishido（2017）では、アジア太平洋地域における自由貿易協定と海外直接投資の関係を分析している。Urata（2015）では地域貿易協定と直接投資の効果を実証分析している。また日メキシコ FTA における FTA の影響を推計している Kuno, Urata and Yokota（2016）がある。Takahashi and Urata（2008）や、Cheong, Kim and Cho（2010）では企業における地域貿易協定利用や利用率に関する分析を行っている。他にも Abe（2007）や、Ando（2009）、Park and Park（2009）、Tumbarello（2007）など地域貿易協定の影響を分析しているものが多い。

5. 実証分析

地域貿易協定が締結されると域内貿易にどのような影響を及ぼすのか、回帰分析及びパネルデータ分析で行った。

今回分析対象とした地域貿易協定は ASEAN、NAFTA、EU15、CER、GCC、MERCOSUR、そしてアジアにおいて ASEAN と地域貿易協定を締結しているうちの日本（AJCEP）、韓国（AKFTA）、中国（ACFTA）である。分析対象は 2008 年から 2016 年であり、輸入と輸出で分析をした。データは UN COMTRADE より各国の輸入額及び輸出額、World Development Indicator より GDP、一人当たり GDP、Centre d'Etudes Prospectives et d'Informations Internationales より各国間の距離を入手し分析する。GDP 及び一人当たり GDP は国の大きさ及び経済の豊かさの指標となる。国が大きい及び経済的に豊かな国ほど貿易を活発に行う傾向があるであろう。各国間の距離は輸送コストに相当する。貿易には必ず輸送コストがかかる。距離が遠いほどそのコストは高くなる。輸送コストは貿易を行ううえで負の要素になるはずである。

$$\begin{aligned} (\ln value_{ijt}) = & \beta_1(\ln gdp_{it}) + \beta_2(\ln gdp/capita_{it}) + \beta_3(\ln gdp_{jt}) + \beta_4(\ln gdp/capita_{jt}) + \beta_5(\ln distance_{ij}) \\ & + \beta_6(Rtdummy_{ij}) + \varepsilon_{ijt} \end{aligned}$$

$\ln value_{ijt}$: RTA 締結国からの輸入額及び輸出額

$\ln gdp_{it}$: 輸入国の GDP

$\ln gdp/capita_{it}$: 輸入国の一人当たり GDP

$\ln gdp_{jt}$: 相手国の GDP

$\ln gdp/capita_{jt}$: 相手国の一人当たり GDP

$\ln distance_{ij}$: 各国との距離

$Rtdummy_{ij}$: 各地域貿易協定ダミー

分析結果は表 7 の通りである。

表 7 分析結果 (回帰分析)

被説明変数は輸入額及び輸出額

	IMPORT			EXPORT		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
Reporter Gdp	1.214*** (0.006)	1.222*** (0.006)	1.211*** (0.006)	1.220*** (0.005)	1.225*** (0.005)	1.224*** (0.005)
Reporter Gdp/capita	-0.072*** (0.009)	-0.036** (0.009)	-0.063*** (0.009)	-0.148*** (0.008)	-0.126*** (0.008)	-0.123*** (0.008)
Partner Gdp	1.264*** (0.005)	1.262*** (0.005)	1.258*** (0.005)	0.964*** (0.004)	0.961*** (0.004)	0.960*** (0.004)
Partner Gdp/capita	0.097*** (0.006)	0.105*** (0.006)	0.099*** (0.006)	-0.021*** (0.006)	-0.018*** (0.006)	-0.013** (0.006)
Distance	-1.069*** (0.013)	-0.974*** (0.015)	-1.059*** (0.013)	-1.137*** (0.011)	-1.059*** (0.012)	-1.090*** (0.011)
Asean		1.803*** (0.095)			1.122*** (0.078)	
Nafta		-0.142 (0.335)			0.293 (0.278)	
Eu15		0.005 (0.065)			0.145*** (0.054)	
Gcc		1.295*** (0.160)			1.124*** (0.129)	
Mercosur		2.023*** (0.239)			1.582*** (0.198)	
Ajcep			1.091*** (0.196)			1.272** (0.125)
Akfta			2.043*** (0.186)			0.998*** (0.127)
Acfta			0.898*** (0.187)			-0.002 (0.128)
修正決定係数	0.684	0.686	0.685	0.681	0.683	0.683
標準誤差	0.252	0.261	0.252	0.206	0.214	0.21
観測値数	62,274	62,274	62,274	63,068	63,068	63,068

() 内は標準偏差、***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で有意であることを示す。

結果を見ると、輸入においては全体でみた (1) では国の大きさ及び経済規模を示す GDP は 1%プラスに有意となった。国が大きいほど貿易が行われることを実証している。1 人当たり GDP はプラスにもマイナスにもなり得る。これは市場としての相手国なのか、生産国として相手国なのかに左右される。市場としては経済的に豊かな国に対し貿易するであろうが、生産国としての相手国には生産コストを抑えたいことから開発途上国での生産等が多いことになる。距離は輸送コストに相当することからマイナスに有意となった。次に各地域貿易協定別に見た場合 (2) であるが、ASEAN、GCC、MERCOSUR は 1%有意となり、域内から活発に輸入が行われていることが確認できた。ASEAN はグローバル・バリューチェーンとして ASEAN 域内で国を跨いで生産を行っている企業も多い。部品の供給や製品の組立てなどで貿易が盛んにおこなわれているかもしれない。GCC は中東で原油産出国の影響かと思ったところ、一番輸入されているものは宝飾品 (実行関税率表第 71 類) が多かった。宝飾品の仲介が多いのであろうか。MERCOSUR は ASEAN と同じようにグローバル・バリューチェーンの仕組みに当てはまるかもしれない。輸入においては車両関連 (実行関税率表第 87 類) が多く、次に穀物 (第 10 類)、機械関連 (第 87 類) が続く。しかし、NAFTA 及び EU15 は有意とはならなかった。現在も問題となっている米中貿易戦争など、域外からの輸入が多いということであろう。EU15 においても同様ではないだろうか。輸入においては、開発途上国等生産コストが安い国から安く輸入したいという意図が働くことは確かである。ただし今回は EU15 で分析したため、その後の EU 参加国からのデータを含んでいない。その影響はあるかもしれない。そしてアジアにおける ASEAN と日中韓との地域貿易協定を比較してみた (3)。輸入においてはすべて 1%有意となり、ASEAN と各国間とは密接に貿易が行われていることがわかる。その中でも韓国は数値が大きく、ASEAN との貿易が活発であることがわかった。

輸出においては、全体で見た場合（４）は輸入と同様である。各地域貿易協定別に見た場合（５）では、NAFTAを除いてすべて1%プラスに有意となった。また（６）のASEANと日中韓では、ACFTAが有意とならなかった。輸出においては中国はアメリカやヨーロッパへの輸出が多いということであろうか。

また同様にパネルデータ分析を行った。年ダミーを入れている。結果は表8の通りである。

表8 分析結果（パネルデータ分析）

被説明変数は輸入額及び輸出額

	IMPORT			EXPORT		
Reporter Gdp	1.215*** (0.006)	1.224*** (0.006)	1.212*** (0.006)	1.222*** (0.005)	1.227*** (0.005)	1.223*** (0.005)
Reporter Gdp/capita	-0.068*** (0.009)	-0.031*** (0.009)	-0.059*** (0.009)	-0.146*** (0.008)	-0.123*** (0.008)	-0.121*** (0.008)
Partner Gdp	1.265*** (0.005)	1.263*** (0.005)	1.260*** (0.005)	0.965*** (0.004)	0.962*** (0.004)	0.962*** (0.004)
Partner Gdp/capita	0.103*** (0.006)	0.111*** (0.06)	0.105*** (0.006)	-0.019*** (0.006)	-0.016*** (0.006)	-0.11* (0.006)
Distance	-1.066*** (0.013)	-0.971*** (0.015)	-1.056*** (0.013)	-1.135*** (0.011)	-1.057*** (0.012)	-1.09*** (0.011)
Asean		1.825*** (0.094)			1.136*** (0.078)	
Nafta		-0.162 (0.335)			0.279 (0.278)	
Eu15		-0.014 (0.065)			0.135* (0.054)	
Gcc		1.293*** (0.160)			1.122*** (0.129)	
Mercosur		2.027*** (0.238)			1.584*** (0.198)	
Ajcep			1.087*** (0.186)			0.274** (0.125)
Akfta			2.045*** (0.186)			1.004*** (0.127)
Acfta			0.904*** (0.187)			0.004 (0.128)
決定係数 (within)	0.685	0.687	0.686	0.682	0.683	0.683
(between)	0.659	0.662	0.660	0.658	0.660	0.660
(overall)	0.684	0.686	0.685	0.681	0.983	0.683
標準誤差	0.252	0.261	0.252	0.207	0.214	0.211
観測値数	62274	62274	62274	63068	63068	63068

（ ）内は標準偏差、***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意であることを示す。

結果は大きくは変わらない。やはり NAFTA や EU においては域外国からの輸入が多く、輸出は EU においては1%有意となったが NAFTA は有意とはならなかった。地域貿易協定の締結は貿易自由化を図り域内国に経済厚生をもたらすものという前提があるものの、利益を得るための輸出入という観点からみると、企業活動はより利益を得られる地域からの輸入、より利益を得られる地域への輸出を行っていることが確認できたのではないだろうか。他の地域貿易協定に関しては概ねプラスに有意となった。もともと企業にとっては生産国であり販売地域であったこともあるかもしれないが、地域貿易協定の締結はそれを促進する効果があったのではないだろうか。

6. 終わりに

2019年9月現在、世界では300ほどの地域貿易協定が発効されている。何故このように多くの地域貿易協定が発効されたのであろうか。貿易においては国際機関である世界貿易機関があり、そこにおいて多国間貿易交渉が行われている。しかし加盟国が多くなった現在、その多国間貿易交渉が各国の思惑もあり交渉がまとまらず、停滞していることも確かである。その中各国は貿易自由化を求めて、2国間もしくは複数国の交渉を国単位で行うようになり、多くの地域貿易協定

が発効されることになった。地域貿易協定が締結されると、域内国は貿易自由化が図られる。しかし域外国には依然として関税障壁が残ることになる。地域貿易協定が締結されることにより域内国では貿易が活発になるのであろうか。その経済効果はいかなるものかを分析した。地域貿易協定が発効されると即その便益を利用できるわけではない。利用するには条件を満たす必要がある。その1つが原産地規則である。締約国の産品であることを証明することで初めて地域貿易協定を利用することができる。しかしその原産地規則は各地域貿易協定によってことになっており、そのルールを理解し条件を満たす製品を生産しなければならない。企業にとっては最適なコストで生産していたものが地域貿易協定の発効により生産国の変更を迫られることもあるかもしれない。関税は無税となっても、生産コストは上昇する可能性もある。関税率の高い製品に関しては、関税無税になることと生産コストの上昇を比較し、検討することもあるかもしれない。地域貿易協定が締結されることで実際の貿易にはどのような効果があるのか、各国の経済規模、豊かさ、輸出コストに相当する距離を説明変数とし、輸入額にどのような影響を及ぼしているのか実証分析した。結果は、国の経済規模が大きいほど貿易促進の効果があることは明らかであるが、国の豊かさは市場とするのか生産国とするのかでその様相は違ってくる。市場とする場合は国が豊かなほど販売し易いが、生産する場合は生産コストが安いほど生産し易い。その結果がまさに実証分析結果に出ているのではないだろうか。各地域貿易協定を比較してみると、プラスに有意となる地域貿易協定もあれば、有意とならなかった地域貿易協定もある。ASEAN、GCC、MERCOSUR に関しては輸出入ともにプラスに有意となり、域内で活発に貿易が行われていることがわかる。しかし NAFTA 及び EU は有意とならなかったケースがある。輸入に関しては域外国からの輸入が多く、その国を確認すると中国からの輸入が圧倒的に多かった。輸出に関して EU15 は有意となったが NAFTA は有意とはならなかった。これも相手国としては中国が一番多かった。現在の米中貿易戦争はアメリカが一方向的に関税賦課を行っているような様相であるが、実はアメリカの輸出先としても中国は非常に大きな貿易相手国となっている。NAFTA に関しては、域外国との貿易が多く、域内国での経済効果は確認できなかった。

ASEAN+1 の FTA を見たところ、日中韓に関しては、日本は輸出入ともに1%プラスに有意となっており、輸出入ともに ASEAN と密接な関係があることがわかる。韓国も同様であるが、輸出の方は比較的数字が低く、輸出先は ASEAN 以外も多いのではないと思われる。中国に関しては輸入は1%プラスに有意となったが、輸出は有意とはならなかった。中国にとって ASEAN は生産国ではあるが、販売先ではない、ということが確認できたのではないだろうか。中国にとっての販売先はアメリカであり、ヨーロッパである先進国になっている可能性が確認できた。

このように見ていくと、地域貿易協定を締結することにより関税が撤廃され、自由に貿易できることは確認できる。しかしもともと持っていた企業の取引先を変更できない、もしくは変更しようがないことも一部確認できたのではないだろうか。多くの企業は地域貿易協定締結により最大限の便益を享受するために資材調達先や生産先の国を変更する可能性は多くある。しかし、元来の生産国を簡単に変更できない、より安価なコストで生産できる先を維持し続けることも確認できたのではないだろうか。そこには原産地規則も勿論影響があることも大いに考えられる。

更にこの地域貿易協定を活用するために、地域貿易協定はどういったものであるのか、そしてその利用に関しての条件を理解し、利用するための条件をクリアし証明していかなければならない。企業にとってはコストも含めその利用には大きなハードルがあるかもしれない。本稿が少しでもその手助けになれば幸甚である。また今回 CPTPP と日 EU の地域貿易協定に関して発効して間もないため、分析対象とできなかった。今後は複数国間の地域貿易協定がどのような影響を及ぼすのか今後の課題としたい。

参考文献

- 浦田秀次郎、安藤光代 (2010) 「自由貿易協定 (FTA) の経済的効果に関する研究」 RIETI Policy Discussion Paper Series 10-P-022
- 遠藤正寛 (2005) 『地域貿易協定の経済分析』東京大学出版会
- 棕寛 (2006) 「地域貿易協定と多角的貿易自由化の補完可能性：経済学的考察と今後の課題」 RIETI Discussion Paper Series 06-J-006
- Abe (2007) “Assessing the Economic Impacts of Free Trade Agreements: A Computable Equilibrium Model Approach” *RIETI Discussion Paper Series 07-E-053*.
- Ando, Mitsuyo (2009) “Impacts of FTAs in East Asia: CGE Simulation Analysis” *RIETI Discussion Paper series 07-E-037*.
- Cheong, Inkyo, Kim, Hansung and Cho, Jungran (2010) “Business Use of FTAs in Korea” *RIETI Discussion Paper Series 10-E-038*.
- Hayakawa, Kazunobu, Laksanapanyakul, Nuttawut, Mukunoki, Hiroshi and Urata, Shujiro (2018) “Impact of Free Trade Agreement Use on Import Prices” *World Bank Group Policy Research Working Paper 8416*
- Ishido, Hikari (2017) “Multilevel analysis of Free Trade Agreements and Foreign Direct Investment in the Asia Pacific Region”

RIETI Policy Discussion Paper Series 17-E-012

- Kuno, Arata, Urata, Shujiro and Yokota, Kazuhiko (2016) "Estimating the Impacts of FTA on Foreign Trade : An analysis of extensive and intensive trade margins for the Japan-Mexico FTA" *RIETI Discussion Paper Series 16-E-003*
- Park, Innwon and Park, Soonchan (2009) "Consolidation and Harmonization of Regional Trade Agreements (RTAs) : A Path Toward Global Free Trade" *MPRA Paper No.14217*.
- Takahashi, Katsuhide and Urata, Shujiro (2008) "On the Use of FTAs by Japanese Firms" *RIETI Discussion Paper Series 08-E-002*.
- Tumbarello, Patrizia (2007) "Are Regional Trade Agreements in Asia Stumbling or Building Blocks? Implications for the Mekong-3 Countries" *IMF Working Paper WP/07/53*.
- Urata, Shujiro (2015) "Impacts of FTAs and BITs on the Locational Choice of Foreign Direct Investment: The case of Japanese firms" *RIETI Discussion Paper Series 15-E-066*.
- Urata, Shujiro and Okabe, Misa (2010) "Trade Creation and Diversion Effects of Regional Trade Agreements on Commodity Trade" *RIETI Discussion Paper Series 10-E-007*.